

# 女性活躍推進法に関する行動計画

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

女性が活躍できる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目 標 1	所定外労働（時間外勤務）の削減のための措置の実施 ・ 全職員の所定外労働時間を、1人当たり月20時間未満を目指す
-------	---

< 取組内容 >

令和2年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施する。

目 標 2	雇用形態の転換の促進 ・ 非正規職員から正規職員への登用を5%以上にする
-------	---

< 取組内容 >

令和2年4月～ 非常勤、派遣職員への雇用転換を推進するための面談を定期的に行う。

目 標 3	年次有給休暇取得を促進するための措置の実施 ・ 各職場の年次有給休暇の平均消化率75%以上を目指す
-------	--

< 取組内容 >

令和2年4月～ 年次有給休暇取得を促進し、取得しやすい環境をつくる。  
(管理職による率先取得など)

目 標 4	継続勤務ができる環境の整備 ・ 男女の継続勤務年数の差異を全体で75%以上にする。
-------	--

< 取組内容 >

令和2年4月～ 勤務環境改善委員会において職員の声の抽出及び勤務環境の改善の検討を行い働きやすい職場をつくる。